

令和7年度 税制改正予定事項（林野関係）

- 1 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）を2年延長する。（不動産取得税）
- 2 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2）を2年延長する。（固定資産税）
- 3 共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、一定の組合（農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等を含む）のみが当事者となるものに係る適格要件について、その合併又は分割型分割については、事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件を除外する。（法人税）
- 4 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。（相続税・贈与税、不動産取得税）
- 5 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を1000分の2（現行：1000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。（登録免許税）
- 6 中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、売上高100億円超を目指す中小企業者等に対する上乘せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税） 【経産省等4省共管】
- 7 中小企業投資促進税制について、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税） 【経産省等4省共管】
- 8 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。（印紙税） 【財務省等5省庁共管】
- 9 農業協同組合等の合併に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。（法人税） ※3の措置をもって本則化